

「ゼロカーボンシティさがし」ロゴマーク制作業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

佐賀市は行政と市民や事業者等が一体となって地球温暖化対策の取り組みを進めるため、令和2年10月に「ゼロカーボンシティさがし」を表明した。2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向け、市民・事業者等それぞれがより積極的に脱炭素行動に取り組んでいく必要があるため、市民・事業者等に脱炭素の必要性を分かりやすく伝えること、自発的な取り組みを促すことを目的としたロゴマークのデザインの提案を求めるものである。

2 業務名

「ゼロカーボンシティさがし」ロゴマーク制作業務

3 業務内容

(1) 「ゼロカーボンシティさがし」ロゴマーク制作

ロゴマークデザインは、シンボルマーク（図）及びロゴタイプ（文字）をセットで制作すること。

- ① 「ゼロカーボンシティさがし」を象徴するにふさわしいデザインであること。
- ② ロゴタイプの文字は漢字、平仮名、カタカナ及びアルファベットの使用を可とする。
- ③ ポスター、パンフレット、ホームページなど広範囲に利用可能なものであること。
- ④ カラー及びモノクロで使用できるデザインであること。
- ⑤ 拡大及び縮小での使用も考慮したデザインであること。
- ⑥ 提案数は1応募者につき3点以内とする。
- ⑦ 提案デザイン1点につき200字程度でデザインコンセプトや込められた思いなどを簡潔に説明書きすること。

(2) アレンジパターンの制作（本業務受託者のみ）

決定したシンボルマークについて、アレンジパターン（日常生活の動作を表すものなど）を5つ以上制作すること。

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

5 見積上限額

330,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- ① 佐賀市物品調達規則（平成17年10月1日佐賀市規則第63号）第5条第1項による「令和3～5年度佐賀市物品購入等競争入札参加資格者一覧表 [物品購入・役務の提供]」に掲載されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 応募期間内において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ④ 応募期間内において、国又は地方公共団体から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和6年1月24日（水）
質問受付期間	令和6年2月1日（木）午後4時まで（必着）
質問への回答	令和6年2月2日（金）
参加表明書の提出	令和6年2月9日（金）
提案書等の提出	令和6年2月29日（木）午後4時まで（必着）
書類審査	令和5年3月初旬
審査結果の通知	令和6年3月上旬
業務委託契約締結	令和6年3月上旬

8 質問の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式は任意）による。なお、連絡先は必ず明記すること。

(2) 提出期限

令和6年2月1日（木）午後4時までとする。

(3) 提出方法

電子メールにて、佐賀市環境政策課宛に送付すること。なお、送信した際には到達確認のため電話連絡をすること。

(4) 回答

令和6年2月2日（金）までに、全質疑応答書を市ホームページに掲載する。

9 参加表明

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

(2) 参加表明書提出期限

令和6年2月9日（金）午後4時まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにて、佐賀市環境政策課宛に送付すること。なお、送信した際には到達確認のため電話連絡をすること。

佐賀市環境政策課 ○メールアドレス：kankyoseisaku@city.saga.lg.jp ○電話番号：0952-40-7201

10 提案書等の提出

(1) 提出書類等

① 提案書（様式第2号）

② デザイン企画書（A4版による自由様式。カラー印刷）

- ・制作にあたっては、本要領「3業務内容（1）」を参照のこと。
- ・複数デザインを提案する場合は、提案数1点ごとに作成すること。

③ 費用見積書（様式第3号）

- ・別途積算内訳書を添付すること（様式任意）。
- ・優先交渉権者が提案したロゴマーク（ロゴタイプ含む）デザインに、修正等を加える場合があることや、アレンジパターンの制作（「3業務内容（2）参照」）の作業費用も考慮すること。

④ 業務・受賞実績一覧表（様式任意）

- ・過去に同種・類似及び同規模業務の受託実績がある場合は、発注者、業務（受賞）名、時期の概要を記載した業務・受賞実績一覧表を提出すること。

- (2) 提出部数等
提出書類の正本を各1部、副本を各5部提出すること。
- (3) 提出期限
令和6年2月29日(木)午後4時まで
- (4) 提出場所
佐賀市環境政策課(市本庁舎1階)
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
- (5) 提出方法
持参又は郵送による。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。
- (6) 書類等の作成及び提出上の注意事項
提出期限以降の提案書等の差替え又は再提出は認めない。

1.1 審査

- (1) 審査方法
審査は、『『ゼロカーボンシティさがし』ロゴマーク制作業務受託者選定委員会』による書類審査を経て順位を決定し、最も上位の者を優先交渉権者とする。
- (2) 審査基準

審査項目	審査の視点
デザイン企画	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素行動をイメージする要素はあるか ・存在感はあるか ・独自性はあるか ・親しみやすいか ・印象に残るものか
業務・受賞実績	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのデザイン実績 ・これまでの受賞歴
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額(税込)

- (3) 審査結果の通知
審査結果については、市ホームページにて優先交渉権者名を公表する。なお、得点の内訳等の審査内容について説明を求めると及び選定結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

1.2 契約

審査により選定された優先交渉権者と業務詳細について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行う。契約対象となる業務内容は、提案書の内容に拘束されるものではない。

なお、協議が整わないとき又は優先交渉権者が参加資格の要件を欠いたときは、審査

により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

1.3 成果品の提出

本業務が完了した時は、遅滞なく以下の成果品を提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) ロゴマークデータ (JPG/AI)・・・CD-R 又は DVD-R：2部

1.4 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 契約までの間に、参加資格要件に定める要件を満たさなくなったとき。
- (6) 審査結果に影響を与えるような不正行為があったとき。
- (7) 著しく信義に反する行為があったとき。

1.5 著作権に関する事項

- (1) 公募するデザインは、応募者が創作した未公表の作品であること。
- (2) デザイン中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないこと。
- (3) 応募者は、提案デザインの商標・意匠の出願・登録をしないこと。
- (4) 応募者は、応募事業の紹介や記録のために佐賀市が応募作品を利用することを認めること。
- (5) 受託者は、採用デザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、使用权、その他知的財産権に係る一切の権利を佐賀市に譲渡すること。
- (6) 採用デザインの使用に当たっては、採用デザインに一部修正・追加を加える場合がある。その場合において、受託者は著作権法第20条に規定する同一性保持権の行使は行わないこと。
- (7) 第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合は、佐賀市は一切の責任を負わないことから、受託者自らの責任と費用で解決すること。また、佐賀市が損害を被った場合は賠償すること。

1.6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て応募者の負担とする。

- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- (4) 提出された提案書等は、応募者に無断での使用はしない。ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、保存等を行う場合がある。
- (5) プロポーザル参加表明書の提出後、審査により優先交渉権者が選定されるまでは、提案辞退届（様式第4号）にて申し出ることにより、参加辞退ができるものとする。
- (6) 契約締結後に契約者が参加資格要件を満たしていないことが判明したとき又は財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない認められるとき若しくは社会的信用を著しく損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、市は契約を解除し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

1.7 参考資料

- (1) 「ゼロカーボンシティさがし」宣言文
- (2) デザイン企画書様式（例）
- (3) 【様式】第1号～第4号

1.8 事務局

佐賀市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室（担当：石川、吉谷）

所在地：〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

電話番号：0952-40-7201 FAX番号：0952-26-5901

メールアドレス：kankyoseisaku@city.saga.lg.jp